

商品概要説明書(交付用)

プレミアム金利付「佐渡島の金山世界文化遺産登録記念定期預金」

(取扱期間 令和6年8月1日～令和6年10月31日)

R6. 8. 1現在

1. 商品名(愛称)	・自由金利型定期預金M型(スーパー定期)＜単利型＞ 愛称：「佐渡島の金山世界文化遺産登録記念定期預金」
2. 販売対象	・法人および個人、個人事業主の方
3. 期間	・定型方式 1年 ・預入時のお申し出により自動継続なし、および自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額	・一括預入 ・スーパー定期・・・・・・100円以上300万円未満 ・スーパー定期300・・・300万円以上 ・スーパー定期300の最低預入金額は、300万円になります。
5. 支払方法	・満期日に一括してお支払いします。なお、満期日が当組合休業日の場合は、翌営業日からのお支払いとなります。
6. 利息 ・適用金利	・プレミアム金利は、当初預入期間のみ適用します。 ・適用利率は年0.200%とし預入時の利率を満期日まで適用します。 ・自動継続の場合、継続時における預入期間に応じた店頭表示利率スーパー定期、スーパー定期300の利率が適用されます。
7. 利息計算	・付利単位1円とした、1年を365日とする日割で計算を行います。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・有資格の場合、非課税貯蓄申告制度(マル優)のお取扱いができます。マル優のお取扱いにつきましては、窓口までお問い合わせください。
10. 中途解約時の取扱い	・やむを得ず中途解約する場合には、預入期間に応じて当組合所定の中途解約利率を適用します。
11. 一部解約	・一部解約はできません。
12. 総合口座への組入れ	・総合口座への組入れはできません。
13. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。 【窓口：新潟県信用組合総務部】 025-228-4111 受付日：月曜日～金曜日(祝日および当組合の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情対応手続きについては、別途ご案内を用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.niigata-kenshin.co.jp/ ・紛争解決措置 新潟県弁護士会 示談あっせんセンター(電話：025-222-5533)、 東京弁護士会 紛争解決センター(電話：03-3581-0031)、 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3595-8588)、 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部、新潟県信用組合協会またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地お客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。 【新潟県信用組合協会】 受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 電話：025-247-7433 住所：〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-28 (信用組合会館内) 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 (全国信用組合会館内)
14. その他参考となる事項	・金利については、窓口までお問い合わせください。 ・自動継続なしの定期預金の満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・金融環境の変化等により、お取扱い内容を変更、またはお取扱いを中止する場合があります。 ・募集総額100億円(「佐渡島の金山世界文化遺産登録記念定期預金」、「荒川支店新築開店記念定期預金」の合計金額)に達した場合は、取扱期間中であってもその時点で終了することがあります。
15. 税金	・平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります(マル優をご利用の方は非課税となります)。
16. 預金保険制度	・本預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲以内で保護されます。